

佐賀労働基準監督署発表
令和5年11月1日

【照会先】
佐賀労働基準監督署
署長 井本 浩人
安全衛生課長 迎 義則
(電話)0952-38-5411

報道関係者 各位

「NO MORE 死亡労働災害」キャンペーンを実施します ～労働災害防止への取組を強化し、死亡労働災害の撲滅を目指します～

佐賀労働基準監督署（署長 いもと ひろと 井本 浩人）は、令和5年佐賀労働局及び佐賀労働基準監督署管内において死亡労働災害が増加していることを踏まえ、管内の事業者の労働災害防止に向けた更なる取組や意識改革を促すため、令和5年11月1日から3か月間、「NO MORE 死亡労働災害」キャンペーンを実施することとし、期間中に関係団体等への要請や労働災害防止講習会の開催などを予定しています。

労働災害防止講習会については、取材可としております。取材を希望される場合は、準備が必要となりますので、事前にご連絡ください。

【災害防止講習会】

- 1 日時 令和5年12月11日（月）・同12月13日（水）
両日とも13時30分開始（所要時間1時間30分程度）
- 2 場所 佐賀第二合同庁舎3階共用大会議室2
佐賀市駅前中央3-3-20
- 3 対象 企業の安全担当者等
- 4 内容 佐賀県内の労働災害発生状況
労働災害防止対策のポイント
(11日は建設業、13日は製造業を対象とする内容)

【添付資料】

- 1 「NO MORE 死亡労働災害」キャンペーン実施要綱
- 2 佐賀県内における死亡労働災害の概要
- 3 キャンペーン用リーフレット

「NO MORE 死亡労働災害」キャンペーン実施要綱

佐賀労働基準監督署

1 趣旨

今年度から5か年計画である「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」がスタートし、佐賀署でも労働災害防止のための各種取組を行っているところです。佐賀署管内の休業4日以上労働災害による死傷者数は前年よりも減少しているものの、死亡労働者数は令和5年9月末で3人（内訳：製造業2、建設業1）で既に前年総数の3人と同数となっており（佐賀県内では9月末で7人（内訳：製造業3、建設業4）で前年総数の4人から3人増加）また、重篤な災害も増加していることから、更なる死亡労働災害の発生が懸念されます。

このため、働くことで生命が脅かされることがあってはならないということは働く上での基本であることを再確認し、「重篤な労働災害を発生させない」との強い信念を持って、事業者、労働者、関係団体等が一体となって労働災害防止に取り組む「NO MORE 死亡労働災害」キャンペーンを展開し、死亡労働災害の撲滅を目指します。

2 実施期間

令和5年11月1日～令和6年1月31日

3 実施内容

- (1) 関係団体、事業者等への協力要請
- (2) 労働災害防止講習会の開催（製造業及び建設業を対象）
- (3) 「NO MORE 死亡労働災害」キャンペーン啓発のポスター・リーフレット配布等による広報

4 事業者の実施事項

- (1) 安全衛生管理体制の整備・強化及び役割の明確化
（建設工事の場合は統括管理も同様の取組みを）
- (2) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明及び職場巡視
- (3) リスクアセスメントやヒヤリハットなどにより危険源・有害源を把握し、本質安全化、工学的対策などによる危険性・有害性の除去や低減措置の実施（特に以下の事項）
 - 高所からの墜落防止対策
 - 動力機械への挟まれ・巻き込まれ防止対策（特に清掃などの非定常作業）
 - 建設機械、荷役機械との接触防止対策
 - 有害物のばく露防止対策
- (4) 専門家などによる実効性ある安全衛生教育の実施
- (5) KYなど日々の安全衛生活動の活性化

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【令和5年】

令和5年9月28日現在

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	伊万里署	R5.3.9 3時20分頃	男 60歳代	交通事故 (道路)	乗用車、バス、バイク	道路工事のため片側交通規制を行っていた片側一車線の道路において、道路工事作業が終了したため、被災者はクッションドラム等の交通規制用具等を工事規制車両（トラック）に載せる作業を行っていたところ、被災者の後方から、交通誘導員の誘導を無視して現場内に進入した乗用車に激突された。
2	製造業	伊万里署	R5.3.30 16時00分頃	男 50歳代	はさまれ、巻き込まれ	旋盤	被災者は、立旋盤を使用して、一人で金属部材の加工作業を行っていたが、その後、可動する立旋盤の構造部材と立旋盤と一体となった点検用足場の間に首を挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
3	建設業	唐津署	R5.5.22 10時20分頃	男 70歳代	転倒	整地・運搬・積込み用機械	山間部道路の災害復旧工事現場において、ドラグショベルを使用してダンプトラックに積まれた土砂が入ったフレコンバックを荷台から降ろす作業中、フレコンバックを吊り上げ、旋回していたところ、ドラグショベルが横転し、道路の路肩から転落した。ドラグショベルを運転していた被災者は、地面とドラグショベルにはさまれ被災した。
4	製造業	佐賀署	R5.6.22 2時00分頃	男 50歳代	有害物等との接触	異常環境等	塗料を製造する攪拌槽（容量700リットル）内において、被災者は攪拌羽根にひっかかった状態で発見され、その後死亡が確認された。（酸素欠乏症の疑い）
5	建設業	武雄署	R5.8.10 14時15分頃	男 60歳代	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械	事業場の工場敷地内において、一人でトラクター・ショベルを運転してダンプトラックへの砂の積み込み作業を行っていた被災者が、ダンプトラックの助手席のドアとトラクター・ショベルの左後方ボンネットとの間に腹部が挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
6	建設業	佐賀署	R5.9.8 10時00分頃	男 50歳代	おぼれ	水	被災者が一人で肩掛式刈払機を使用して、法面勾配34度の農業用水路付近の除草作業を行っていたが、その後被災者が見当たらなくなったため捜索したところ、水路内でうつぶせの状態に沈んでいる被災者が発見され、その場で死亡が確認された。刈払機は被災者の肩に掛けられた状態であった。後日、死因は溺死と判明した。
7	製造業	佐賀署	R5.9.19 13時00分頃	男 60歳代	激突され	フォークリフト	事業場敷地内において、荷受け作業中、被災者は搬入トラックからフォークリフトに積荷を移す作業の補助を行っていたが、その後、受付伝票を事務所まで渡しに行き、歩いて作業場所に戻る途中、方向転換し後退してきたフォークリフトにひかれた。

【令和4年】

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	佐賀署	R4.5.6 13時45分頃	男 60歳代	激突され	不整地運搬車	農地の畦道の造成工事を施工中、被災者とは別の労働者が不整地運搬車を運転して隣接する農道を通り移動しようとしていた際、近くにいた被災者が運転を代ろうとし、同車の前方を通過しようとしたところ、同車が前進し被災者に激突し、農道に隣接する水路へ車両ごと転落した。
2	建設業	武雄署	R4.5.13 16時00分頃	男 70歳代	墜落・転落	建築物、構築物	機械設備の撤去のため、高さ3.2mの架台上で架設通路を取り外す作業中、架台の小梁に足をかけたところ、小梁と架設通路を固定するボルトが外されていたため小梁が外れ、コンクリート床面に墜落した。
3	建設業	佐賀署	R4.9.15 10時35分頃	男 60歳代	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	民家倉庫のスレート屋根改修工事において、スレート屋根に上り、補修箇所の寸法を計測していたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、高さ約4.7m下のコンクリート床面に墜落した。
4	建設業	佐賀署	R4.10.11 13時07分頃	男 40歳代	崩壊、倒壊	基礎工事用機械	移動式クレーンを用いた鋼矢板の打設作業中、重量約700kgの矢板をつり上げ棚杭に仮設後、玉掛け用ワイヤーロープを外し、振動式杭打機により矢板頭部を挟み込もうとしたところ、矢板が倒れ、付近で作業していた被災者の頭部に激突した。

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

事業主・労働者のみなさまへ

NO MORE 死亡労働災害

～労働災害防止に向けて更なる取組みをお願いします～

佐賀労働局・佐賀労働基準監督署管内では労働災害による死亡者数が急増しています（佐賀県内令和5年9月末時点で7人、昨年同期は3人）



少しの油断が取り返しのつかない結果を招きます。労使一体となって労働者のいのちを守る取組みを進めましょう！

ポイント1

安全衛生管理体制を整備・強化し、計画的に安全衛生活動に取り組みましょう！

ポイント2

労働災害が発生する前にリスクアセスメントを実施し、物的対策を講じることにより事前に危険性・有害性を除去・低減させましょう！

ポイント3

安全衛生教育により労働者の安全衛生意識の向上を図るとともに、KYなどにより安全衛生に関するルールに基づく行動を習慣化させましょう！



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省

佐賀労働局・佐賀労働基準監督署

死亡労働災害の撲滅を目指して

佐賀労働基準監督署

今年度から5か年計画である「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」がスタートし、佐賀署でも労働災害防止のための各種取組みを行っているところです。佐賀署管内の休業4日以上の労働災害による死傷者数は前年よりも減少しているものの、死亡労働者数は令和5年9月末で3人（内訳：製造業2、建設業1）で既に前年総数の3人と同数となっており（佐賀県内では9月末で7人（内訳：製造業3、建設業4）で前年総数の4人から3人増加）、また、重篤な災害も増加していることから、更なる死亡労働災害の発生が懸念されます。

このため、働くことで生命が脅かされることがあってはならないということは働く上での基本であることを再確認し、令和5年11月1日から令和6年1月31日までの3か月間、「重篤な労働災害を発生させない」との強い信念を持って、事業者、労働者、関係団体等が一体となって労働災害防止に取り組む「NO MORE 死亡労働災害」キャンペーンを展開し、死亡労働災害の撲滅を目指します。

労働災害防止のために取り組むべき具体的事項

- (1) 安全衛生管理体制の整備・強化及び役割の明確化
（建設工事の場合は統括管理も同様の取組みを）
- (2) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明及び職場巡視
- (3) リスクアセスメントやヒヤリハットなどにより危険源・有害源を把握し、本質安全化、工学的対策などによる危険性・有害性の除去や低減措置の実施（特に以下の事項）
 - 高所からの墜落防止対策
 - 動力機械への挟まれ・巻き込まれ防止対策
（特に清掃などの非定常作業）
 - 建設機械、荷役機械との接触防止対策
 - 有害物のばく露防止対策
- (4) 専門家などによる実効性ある安全衛生教育の実施
- (5) KYなど日々の安全衛生活動の活性化

毎日「無事カエル」を合言葉に労働者一体となって労働災害防止に取り組みましょう！

